

就労支援関係研修修了加算について

就業支援基礎研修は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「基準」という。）の就労支援関係研修修了加算における「別に厚生労働大臣が定める研修」として定められた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修」（平成21年厚生労働省告示第178号）第1号のイの「障害者の雇用の促進等に関する法律」第19条第1項第3号に掲げるセンターにおいて基準第175号第1項第2号の規定により置くべき就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修」として実施します（就労支援関係研修修了加算における「厚生労働大臣が定める研修」に該当します）。

なお、就労支援関係研修修了加算の適用に必要な「研修修了証明書」の発行には、就業支援基礎研修のすべての科目を受講することが必要になります。（「研修修了証明書」は、就労移行支援事業者からの請求に基づき発行します。）

ただし、就労支援関係研修修了加算を得るためには、①就労支援に従事する者として1年以上の実務経験を有するもの、②厚生労働大臣が定める研修を修了した者（本研修の全カリキュラムを受講された方）を就労支援員として配置しているものとして都道府県知事に届け出ること、の2つが要件とされているところですが、本加算を得るには、「就労定着支援体制加算の対象となる事業所に限る。」とされており、就労定着支援体制加算に該当していることが前提となります。

【就労支援関係研修修了加算についてのお問い合わせ先】

※事業所の所在地によって問い合わせ先が異なります。

[仙台市] 仙台市健康福祉局 障害福祉サービス指導課
【青葉区・泉区】指導第一係 (022-214-6141)
【宮城野区・若林区・太白区】指導第二係 (022-214-8743)

[仙台市以外]
宮城県保健福祉部 障害福祉課運営指導班 (022-211-2558)

なお、就業支援基礎研修については以下にお問い合わせください。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
宮城支部 宮城障害者職業センター (022-257-5601)
担当：小山内（おさない）、牧野（まきの）